

BB. excite モバイル WiMAX サービス利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. エキサイト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。その後の改正を含む。）に基づき、この BB. excite モバイル WiMAX サービス利用約款を定め、これにより BB. excite モバイル WiMAX サービスを提供します。
2. この約款は、ユーザー（第 3 条に定義します。）が、当社が提供する BB. excite モバイル WiMAX サービスを利用する場合についての、一切の關係に適用されます。
3. ユーザーは、BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用に関する申込を完了した時点で、この約款に同意したものとみなされます。ユーザーは、BB. excite モバイル WiMAX サービスを利用するにあたり、この約款が提示する提供条件を誠実に遵守するものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後の BB. excite モバイル WiMAX サービスにかかる料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、その内容について当社所定の方法により通知します。
3. 前 2 項に定めるこの約款の変更の効力は、当社が通知を行った時点から生じるものとします。

第3条（用語の定義）

1. この約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 「エキサイトサービス」とは、当社のサービスの総称を意味します。
 - (2) 「BB. excite モバイル WiMAX サービス」とは、この約款に基づいて提供されるエキサイトサービスの総称を意味します。
 - (3) 「BB. excite モバイル WiMAX サービス契約」とは、BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用に関する契約を意味します。
 - (4) 「ユーザー」とは、エキサイトサービスを利用する個人又は法人を意味します。
 - (5) 「契約者」とは、BB. excite モバイル WiMAX サービス契約に同意したユーザーを意味します。
 - (6) 「エキサイト ID」とは、当社が別途定める「エキサイト・サービス利用規約」（「エキサイト・サービス利用規約」はこちらをご参照ください。 <http://www.excite.co.jp/info/agreement/>）に同意のうえ、所定の手続きにより、BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。
 - (7) 「エキサイトパスワード」とは、当社が BB. excite モバイルサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。
 - (8) 「課金パスワード」とは、当社が BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用に関し契約者に対して付与する課金のためのパスワードであって、全ての種類のエキサイトサービスに共通のものを意味します。

(9)「課金開始日」とは、BB.excite モバイル WiMAX サービス利用の申込の際にユーザーが指定し、当社が承諾した WiMAX 通信端末出荷日を意味します。

(10)「最低利用期間」とは、当社が指定する BB.excite モバイル WiMAX サービスの最低利用期間であって、当該 BB.excite モバイル WiMAX サービスの課金開始日をその起算日とするものを意味します。

(11)「オンラインサインアップ」とは、オンラインの端末を使用して行う BB.excite モバイル WiMAX サービス利用の申込を意味します。

(12)「UQ」とは、株式会社 UQ コミュニケーションズを意味します。

(13)「ネットワークコンサルティング」とは、株式会社ネットワークコンサルティングを意味します。

(14)「WiMAX 通信端末」とは、BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用するために必要となる、アンテナ及び無線送受信装置であって、契約者の有する Wi-Fi 接続可能機器に装着もしくは接続されるものを意味し、かつ、別途当社が定める端末に限ります。

(15)「オプションサービス」とは、当社が別途定める条件に従い契約者が申し込んだ場合に BB.excite モバイル WiMAX サービスに付加される付随サービスを意味します。なお、オプションサービスの詳細は別紙 1 に定めるものとします。

(16)「グローバル IP アドレス」とは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレスを意味します。

(17)「プライベート IP アドレス」とは、グローバル IP アドレス以外の IP アドレスを意味します。

第 4 条（提供コース）

1. BB.excite モバイル WiMAX サービスは、当社がネットワークコンサルティングとの契約を通して UQ の WiMAX 網を利用して提供するデータ通信サービスであり、以下のコースを提供するものとします。

- (1) BB.excite モバイル WiMAX MobileCube コース
- (2) BB.excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R コース
- (3) BB.excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R クレードルセットコース
- (4) BB.excite モバイル WiMAX Nexus7 プレゼントキャンペーンコース
- (5) BB.excite モバイル WiMAX MobileSlim コース

第 5 条（サービス提供エリア）

1. BB.excite モバイル WiMAX サービスのサービス提供エリアは、日本国内において UQ が提供する WiMAX のサービスエリア (<http://clever.e-map.ne.jp/index.php>) となります。

2. サービス提供エリア内であっても電波状況等によりご利用できない場合があります。また、UQ における設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。

第 6 条（品質保証又は保証の限定）

1. 当社が BB.excite モバイル WiMAX サービスにおいて定める通信速度は、理論上の最高時のものであり、接続状況、ユーザーが保有する通信機器、ソフトウェア等の環境、その他理由により変化するものである

ことを、ユーザーは予め承諾するものとします。なお、当社は、BB.excite モバイル WiMAX サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第7条（契約者）

1. 契約者は、個人に限るものとします。

第8条（契約の単位）

1. 当社は、第4条第1項に定める一つの提供コース毎に一つのBB.excite モバイル WiMAX サービス契約を締結するものとします。

第9条（権利の譲渡制限）

1. 契約者は、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite モバイル WiMAX サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡又は貸与することができません。

第10条（ID及びパスワード）

1. 契約者は、エキサイト ID 及びエキサイトパスワード並びに課金パスワード（以下、「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2. 当社は、契約者がBB.excite モバイル WiMAX サービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3. 契約者は、ID等を第三者に利用させてはならないものとします。

4. 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、契約者によるID等の使用上の過誤又は第三者によるID等の不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。また、当社は、契約者のID等を用いてなされたBB.excite モバイル WiMAX サービスの利用は当該契約者によるものとみなし、当該契約者は利用料を負担するほか、第14条（商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為）に従って利用の結果に対して一切の責任を負担するものとします。

5. 契約者は、エキサイト ID を変更することはできません。

6. 本条の定めの一部は、当社が事前に承認した場合、適用しないことがあります。

第2章 サービスの利用

第11条（設備等）

1. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、BB.excite モバイル WiMAX サービスが利用可能な状態におくものとします。

2. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの提供に支障を与えないために、前項の機器を正常に稼動するように維持するものとします。

第 12 条 (WiMAX 通信端末)

1. WiMAX 通信端末は、当社から契約者に有償・無償を問わず提供するものとし、契約者は WiMAX 通信端末の管理責任を負うものとし、
2. 当社は、WiMAX 通信端末の提供に際して、BB.excite モバイル WiMAX サービスのコースの種類毎に対応する機器に応じて、端末販売価格を別途定めるものとし、
3. 当社は、契約者からの申込承諾後及び、WiMAX 通信端末の発送が必要な場合、契約者が当社に届け出た住所に対して、WiMAX 通信端末を発送するものとし、
4. 契約者は、WiMAX 通信端末を第三者に販売、貸与又は使用させてはならないものとし、
5. 契約者は、WiMAX 通信端末を盗難された場合、紛失した場合、破損した場合及び、WiMAX 通信端末の通常の利用ができない状態にある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、
6. WiMAX 通信端末の配送、交換、返却時の回収等の業務は、当社からの依頼に基づき、株式会社 For needs (本社所在地を、東京都江戸川区松江 4-4-1 に置く。)にて行うことを契約者は予め承諾します。
7. 当社は、BB.excite モバイル WiMAX サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している WiMAX 通信端末 (その WiMAX 通信端末を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。) の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第 13 条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、自ら BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に関してなした一切の行為及びその結果について、責任を負います。第 24 条 (サービスの変更、追加又は廃止) に記載する当社の権限は、当社に特定の措置を講ずべき義務を課すものではありません。
2. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に伴い、第三者から問合せ等があった場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、
3. 契約者は、この約款に違反し、もしくは BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に伴い故意又は過失により、当社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとし、

第 14 条 (商業活動、著作権侵害、その他の禁止行為)

1. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとし、

- (1) BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用を通じて入手したテキストデータ、音声、画像、映像、ソフトウェア、その他の物品やデータ等（以下、併せて「データ等」といいます。）を、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、公表、譲渡、公衆送信、改変その他の態様で利用する行為。
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はこれらの名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪行為に関連し、もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為又はそれらのおそれのある行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待を内容とした画像、文書等を送信又は表示する行為、その他風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為又はそのおそれのある行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）及びこれに類似するものを開設し、又はこれらを勧誘する行為。
- (8) BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用によりアクセス可能となる当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 第三者になりすまして BB. excite モバイル WiMAX サービスを利用する行為。
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為。
- (11) 第三者が行った通信環境の設定（通信機器の無線ネットワークの設定等）を変更してしまうようなプログラムないしソフトウェアを配置し、又は送信する行為。（例：通信端末の APN 設定を変更するプログラム等を設置する行為）
- (12) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱かせるおそれのある電子メールを送信する行為。第三者が拒絶しているにもかかわらず、正当な理由なく繰り返し電子メールを送信する行為。第三者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
- (13) 当社又は第三者の通信設備、コンピュータ、その他の機器及びソフトウェアに無権限でアクセスし、又はその利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為。（例：ポートスキャン、不正アクセス等）
- (14) 当社又は UQ の設備に著しく負荷を及ぼす態様でサービスを利用する行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を取得する行為。
- (16) 事業用に BB. excite モバイル WiMAX サービスを利用している場合において、消費者契約法その他の消費者保護を目的とした法令に違反する行為。
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
- (18) 上記各号の他、法令、この約款又は公序良俗に違反（売春、暴力、残虐行為等）する行為、BB. excite モバイル WiMAX サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産権を侵害する行為、その他第三者もしくは当社に不利益を与える行為。
- (19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）に関連するデ

一タ等へリンクを張る行為。

2. 前項に掲げた行為の他、当社が事前に承認した場合を除き、BB.excite モバイル WiMAX サービスに関して、以下の行為を自ら行い、又は第三者に行わせてはならないものとします。

- (1) 商業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行う行為。
- (2) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- (3) 第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等も含みます。）において、その管理者の意向に反する内容の、又は態様で宣伝その他の書き込みをする行為。

第3章 申込及び承諾等

第15条（申込）

1. BB.excite モバイル WiMAX サービス利用の申込（以下、「申込」といいます。）は、当社が準備・運営するウェブサイトを利用したオンラインサインアップにより申込を行うものとします。

第16条（申込の承諾等）

1. 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、以下に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) BB.excite モバイル WiMAX サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます。）が BB.excite モバイル WiMAX サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (2) 申込者が第23条（利用の停止）第1項各号の事由に該当するとき。
- (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解約し、もしくは BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用を停止されたことがあるとき。
- (4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
- (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
- (6) 申込者が、指定したクレジットカードを利用する場合に登録した支払元の名義人と異なるとき。
- (7) その他当社が不相当と判断した場合。

2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

第17条（サービス利用の要件等）

1. 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスにかかるものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2. 当社は、第1項の他、エキサイトサービス上の表示その他当社が適当と判断する方法により、契約者に

対し BB. excite モバイル WiMAX サービスに関する情報を通知します。

3. 当社から契約者への通知は、前 2 項に基づき電子メールの送信又は当社が適当と判断する方法による通知行為が行われた時点より効力を発するものとします。

4. 当社は、第 1 項に基づき契約者が指定したメールアドレス又は当社に届け出た住所、電話番号に対して、エキサイトサービス及び当社と提携する第三者が提供するサービスに関するお知らせ（宣伝、広告等を含みます。）を記載した電子メール・郵送物を送信又は送付もしくは電話にて通知することがあり、契約者は予めこれを承諾するものとします。当社は契約者に対して、これらの通知内容に応じて購入された商品又はサービスに関して何ら保証しないものとします。

5. 当社は、BB. excite モバイル WiMAX サービスにおいて、契約者に対してプライベート IP アドレスを割り当てるものとします。なお、契約者がグローバル IP アドレスの割り当てを希望する場合には、別途当社が定める条件に従い、オプションサービスである BB. excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスコースを申し込まなければならないものとします。

6. オプションサービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第 4 章 契約事項の変更等

第 18 条（サービス内容の変更）

1. 契約者は、BB. excite モバイル WiMAX サービスの種類毎に定める事項について、BB. excite モバイル WiMAX サービス契約の内容の変更を請求できます。

2. 第 16 条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 19 条（契約者の名称の変更等）

1. 契約者は、その氏名、住所もしくは居所、メールアドレス、当社に届け出たクレジットカード、その他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 20 条（契約上の地位の相続）

1. 契約者である個人（以下、「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人にかかる BB. excite モバイル WiMAX サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約にかかる BB. excite モバイル WiMAX サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 第 16 条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「BB. excite モバイル WiMAX サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第5章 サービスの運営

第21条（利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

第22条（利用の中断）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、何らの責任も負うことなく、BB.excite モバイル WiMAX サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- (3) UQ が WiMAX 網を利用したデータ通信サービスを中断あるいは一時停止したとき。
- (4) その他当社が必要と判断したとき。

2. 当社は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの提供を中断するときは、契約者に対し、前項第(1)号により中断する場合にあっては、その7日前までに、同項第(2)号、第(3)号、第(4)号により中断する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第23条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、何らの責任も負うことなく、当該契約者の利用にかかる全ての BB.excite モバイル WiMAX サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき。
- (2) 料金等 BB.excite モバイル WiMAX サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用したとき。
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用したとき。
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用したとき。
- (6) 第16条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。

(8) 契約者に対する破産の申立があった場合又は、契約者が後見開始の審判を受けたとき、保佐開始の審判を受けたときもしくは補助開始の審判を受けたとき。

(9) 契約者と連絡がとれなくなったとき。

(10) 前各号に掲げるほか、当社が不適切と判断する態様において BB.excite モバイル WiMAX サービスを利用したとき。

2. 当社は、前項の規定による利用の停止の措置を講じるときは、契約者に対し、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、前項第(3)号、第(4)号及び第(9)号に該当する場合の他、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置をとることを妨げるものではないものとします。

4. 当社から BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用にかかる行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

5. 契約者が複数の BB.excite モバイル WiMAX サービス契約を締結している場合において、当該契約者のうちいずれかについて本条第1項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該契約者が締結するほかの全ての BB.excite モバイル WiMAX サービス契約において BB.excite モバイル WiMAX サービスの提供を停止することができるものとします。

第24条（サービスの変更、追加又は廃止）

1. 当社は、都合により BB.excite モバイル WiMAX サービスの全部又は一部をいつでも変更、追加並びに廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項による BB.excite モバイル WiMAX サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

3. 当社は、本条第1項の規定により BB.excite モバイル WiMAX サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。

第6章 契約の解約

第25条（当社の解約）

1. 当社は、以下に掲げる事由があるときは、BB.excite モバイル WiMAX サービス契約を解約することができます。

(1) 第23条（利用の停止）第1項の規定により BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から1ヵ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止が同条第1項第(2)号の事由による場合は、当該契約を直ちに解約することができます。

(2) 第23条（利用の停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3)当社と、ネットワークコンサルティングとの契約が終了又は解約した場合。

2. 当社は、前項の規定により BB. excite モバイル WiMAX サービス契約を解約するときは、契約者に対し、その旨を通知するものとします。

第 26 条（契約者の解約）

1. 契約者は、当社に対し、当社の指定するウェブサイト上の解約フォーム（以下、「指定解約フォーム」といいます。）を利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、BB. excite モバイル WiMAX サービス契約の解約申込をすることができます。

2. 当社は、契約者の BB. excite モバイル WiMAX サービス契約の解約申込を毎月月初から当該暦月の末日から 7 日前まで受付するものとし、当該解約は、解約申込受領月の月末にその効力を生じるものとします。

3. 当社は第 1 項又は第 2 項の規定により、既に受領した利用料等その他の債務の払い戻し等は一切行いません。

4. 第 24 条（サービスの変更、追加又は廃止）第 1 項の規定により BB. excite モバイル WiMAX サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された BB. excite モバイル WiMAX サービスにかかる BB. excite モバイル WiMAX サービス契約が解約されたものとします。

5. 本条による契約者の解約の場合、解約の時点において発生している利用料等その他の債務の履行は第 7 章に基づきなされるものとします。

第 7 章 料金等

第 27 条（契約者の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、BB. excite モバイル WiMAX サービスの利用に関し、次条（月額料金及び利用料の額）から第 31 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスにかかる料金（以下、三者を併せて「BB. excite モバイル WiMAX サービスの料金」といいます。）を支払うものとします。

2. 初期料金の支払義務は、当社が契約者へ BB. excite モバイル WiMAX 通信端末をサービスの利用のためにお申込みを行った日が属する月に発生するものとします。

3. 月額料金の支払義務は、契約者がお申込み手続きを行い、当社が契約者へ WiMAX 通信端末を出荷した日が属する月から発生するものとします。

4. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 23 条（利用の停止）の規定により BB. excite モバイル WiMAX サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスにかかる月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 28 条（月額料金及び利用料の額）

1. BB. excite モバイル WiMAX サービスの月額料金及び利用料は、以下に定める通りとします。

(1)「BB. excite モバイル WiMAX MobileCube コース」：月額 3,610 円（消費税別）

- (2) 「BB. excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R コース」：月額 3,610 円（消費税別）
- (3) 「BB. excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R クレドルセットコース」：月額 3,610 円（消費税別）
- (4) 「BB. excite モバイル WiMAX Nexus7 プレゼントキャンペーンコース」：月額 3,610 円（消費税別）
- (5) 「BB. excite モバイル WiMAX MobileSlim コース」：月額 3,610 円（消費税別）
- (6) 「BB. excite モバイル WiMAX 初期料金」：3,000 円（消費税別）
- (7) 「BB. excite モバイル WiMAX 通信端末料金」：19,000 円（消費税別）

2. 前項に定める料金の他に、キャンペーン等により別途定められた条件に基づく料金が設定される場合には、当該条件に基づいて適用するものとします。

3. BB. excite モバイル WiMAX サービスの月額料金の額は、課金開始日又は BB. excite モバイル WiMAX サービス解約申込日が暦月のいずれの日にかかわらず、当該日の属する月の初日から末日までの一月分のサービス料をお支払い頂くものとします。

第 29 条（最低利用期間）

1. 契約者は、BB. excite モバイル WiMAX サービスの料金を課金開始日の属する月を含む 24 ヶ月間お支払い頂くものとします。ただし、キャンペーン等により別途定められた規定がある場合には、これを遵守するものとします。

第 30 条（解約事務手数料の額）

1. 第 29 条にて定める最低利用期間内に解約をした場合には、コース毎に以下に定める解約事務手数料を、当社から契約者に対して請求するものとし、契約者は当社の指定する方法及び期日までに速やかに支払うものとします。

- (1) 「BB. excite モバイル WiMAX MobileCube コース」：16,000 円（消費税別）
- (2) 「BB. excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R コース」：16,000 円（消費税別）
- (3) 「BB. excite モバイル WiMAX Aterm WM3600R クレドルセットコース」：16,000 円（消費税別）
- (4) 「BB. excite モバイル WiMAX Nexus7 プレゼントキャンペーンコース」：23,810 円（消費税別）
- (5) 「BB. excite モバイル WiMAX MobileSlim コース」：16,000 円（消費税別）

第 31 条（利用不能の場合における料金の調定）

1. 当社の責に帰すべき事由により BB. excite モバイル WiMAX サービスが全く利用し得ない状態（電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態を生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下、「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 1 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 32 条（料金等の請求方法）

1. 当社は、契約者に対し、毎月月額料金及び、月額料金以外に利用料が必要な場合において利用料を請求します。
2. 前項において、当社は、契約者に対し、請求書並びに領収書を一切発行しないものとします。

第 33 条（料金等の支払方法）

1. 契約者が、BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金を、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うこととします。
2. 当社は、前項に基づき算出された金額及びこれにかかる消費税相当額等を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 契約者とクレジットカード会社との間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。

(1) 契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は当該債権と BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金その他 BB.excite モバイル WiMAX サービス契約上の債務と相殺することができること。

(2) 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金（第 35 条に定める遅延損害金を含みます。）の支払いを受ける権利の全部又は一部を、国が認可した債権管理回収専門業者、その他、当社が指定した第三者に譲渡する場合があること。

(3) クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2 ヶ月分の料金が合算して請求となる場合があること。

第 34 条（割増金）

1. BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下、「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 35 条（遅延損害金）

1. 契約者は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金その他 BB.excite モバイル WiMAX サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

第 36 条（割増金等の支払方法）

1. 第 33 条（料金等の支払方法）の規定は、第 34 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 37 条（消費税）

1. 契約者が当社に対し BB.excite モバイル WiMAX サービスの料金その他 BB.excite モバイル WiMAX サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含む。）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 8 章 雑則

第 38 条（第三者の責による利用不能）

1. 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額から当該損害賠償を請求するために要した費用を控除した金額（以下、「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 39 条（保証及び責任の限定）

1. 当社は、契約者が BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2. 契約者が BB.excite モバイル WiMAX サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3. 当社は、契約者が BB.excite モバイル WiMAX サービスとともに他社サービス及び他社アプリケーションソフトウェアを利用した際に発生する問題、トラブル、損害等につき一切の責任を負いません。

第 40 条（個人情報及び秘密情報の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報及び秘密情報（以下、総称して「個人情報」といいます。）を、当社のプライバシーポリシー（プライバシーポリシーに関しましてはこちらをご参照ください。<http://www.excite.co.jp/info/privacy/>）に従って取り扱い、エキサイトサービスの提供以外の目的のた

めに利用しないととも、個人識別が可能な状態で第三者に開示、提供しないものとします。ただし、ユーザーが開示に同意した場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示が求められる場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、自らの個人情報を BB. excite モバイル WiMAX サービスを利用して公開するときは、第 13 条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。

3. 当社は、契約者の個人情報を利用して、契約者の属性の集計、分析を行い、かつ契約者が識別・特定できないように加工したもの（以下、「統計資料」といいます。）を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

4. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示する場合があります。

第 41 条（通信の秘密）

1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、ユーザーの通信の秘密を守るよう努めるものとします。

2. 当社は、ユーザーの BB. excite モバイル WiMAX サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規エキサイトサービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、当社は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第 42 条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 24 年 7 月 11 日制定

平成 24 年 9 月 1 日一部改訂

平成 25 年 5 月 28 日一部改訂

平成 25 年 9 月 2 日一部改訂

平成 25 年 9 月 2 日

エキサイト株式会社

別紙 1 オプションサービス

第1条（オプションサービスの種類）

1. オプションサービスの種類は以下に定める通りとします。

(1) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポート。

①BB.excite モバイル WiMAX 安心サポート標準コース。

②BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートワイドコース。

(2) BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレス。

①BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスコース。

第2条（オプションサービスの月額料金）

1. BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

(1) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポート標準コース 300 円（消費税別）。

(2) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートワイドコース 500 円（消費税別）。

2. BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスの月額料金の額は、以下に定める通りとします。

(1) BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスコース 96 円（消費税別）。

第3条（オプションサービスの利用条件）

1. BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートの利用条件は、以下に定めるものとします。

(1) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートは、BB.excite モバイル WiMAX サービスと同時購入の場合に限り、利用可能とします。

(2) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートにおける課金開始日は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの申込時に設定された課金開始日と同一とします。

(3) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートの月額料金の支払条件は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの月額料金の支払条件と同一とします。

(4) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートは、BB.excite モバイル WiMAX サービスが理由の如何を問わず終了した場合、同時に終了します。

2. BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスの利用条件は、以下に定めるものとします。

(1) BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスにおける課金開始日は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの申込時に同時購入した場合は、設定された課金開始日と同一とし、BB.excite モバイル WiMAX サービスの申込後に購入した場合は、購入日を課金開始日とする。

(2) BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスの月額料金の支払い条件は、BB.excite モバイル WiMAX サービスの月額料金の支払い条件と同一とします。

(3) BB.excite モバイル WiMAX グローバル IP アドレスは、BB.excite モバイル WiMAX サービスが理由の如何を問わず終了した場合、同時に終了します。

第4条（契約者からの解約）

1. BB.excite モバイル WiMAX 安心サポート及び BB.excite モバイル WiMAX グローバ IP アドレスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、通知を行った当該暦月の末日から 7 日前までの場合には当該暦月末日に生じるものとし、当該暦月の末日から 6 日前以降の場合には当該暦月の解約はできないものとします。当社は、契約者の BB.excite モバイル WiMAX サービス契約の解約申込を毎月月初から当該暦月の末日から 7 日前まで受付するものとし、当該解約は、解約申込受領月の月末日にその効力を生じるものとします。
2. 前項による BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートの解約が成立した後、再度 BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートを申込みことはできません。

第 5 条（保証の限定）

1. 当社は契約者に対して、BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートについて以下の事項について保証しません。
 - (1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用方法以外で機器が故障した場合。
 - (2) その他故障・破損で当社がサポート対象外と認めた場合。
 - (3) BB.excite モバイル WiMAX 安心サポート標準コースを契約しており、水濡れによる故障の場合。

第 6 条（再委託）

1. 当社は BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートに関する業務を以下の者（以下、「再委託者」といいます。）に委託します。契約者は、当社が再委託者に対して BB.excite モバイル WiMAX 安心サポートに関する業務の実施に必要な範囲において契約者の個人情報を開示することを予め承諾します。
 - (1) 株式会社 Hi-Bit 本店所在地を東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号に置きます。

以上